

共栄大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 共栄大学（以下「本学」という。）は、学校教育法の定めるところに従い、深く専門の学芸を教授研究するとともに、幅広い教養と実践的能力の養成ならびに豊かな人間性を涵養し、もって有能な社会人を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

3 本学は、教授法や授業運営等の改善及び教育活動の向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を行う。

4 前項の活動の実施体制並びに方法に関する事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部・学科及び学生定員)

第3条 本学に次の学部及び学科を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
国際経営学部	国際経営学科	200	800
教育学部	教育学科	130	520

(各学部の教育・研究目的)

第4条 前条の各学部・学科における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国際経営学部 国際経営学科

国際社会で活躍できる、経営感覚及び広い視野と柔軟な思考をもち、自分の考えを表現できる「社会学力」を兼ね備えた人材を養成する。

(2) 教育学部 教育学科

豊かな教養・市民性の涵養及び教師・社会人としての「生きる力」（「実践力」「教育力」「人間力」）を兼ね備えた教育者等の人材を養成する。

(図書館)

第5条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内教育研究施設)

第6条 本学に学内教育研究施設として、埼玉地域協力研究センター及びIT都市化センター等を置くことができる。

2 学内教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

第2節の2 専攻科

(専攻科)

第6条の2 本学に次の専攻科を置く。

教育学専攻科

2 専攻科に関する規程は、別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

第8条 本学に客員教員及び特任教員を置くことができる。

2 客員教員及び特任教員に関する事項は、別に定める。

(副学長)

第9条 本学に副学長を置くことができる。

2 副学長に関する事項は、別に定める。

(学部長)

第10条 学部に学部長を置く。

2 学部長に関する事項は、別に定める。

(事務局)

第11条 本学に事務局を置く。

第4節 運営組織

(協議会)

第12条 本学の運営について学外有識者の意見を聴くため、協議会を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学運営協議会)

第13条 大学の重要事項を調整するため、学長、学部長、事務局長及び学長の指名する教職員を構成員とする全学運営協議会を置く。

2 全学運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第14条 各学部教授会を置く。

2 教授会は、学長及び学部所属する教授をもって構成する。ただし、必要がある場合にはその他の職員を加えることができる。

第15条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第16条 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第17条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第18条 学年を2学期に分けて次のとおりとする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第19条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 開学記念日 11月 8日

四 夏期休業日 8月10日から 9月20日まで

五 冬期休業日 12月23日から翌年1月 4日まで

六 春期休業日 3月20日から 3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は前項に規定する休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 集中して行う授業、補講及び補習については、休業日において行うことができる。

第2章 学部則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第20条 本学の修業年限は4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、編入学又は転入学（以下「編入学等」という。）した学生の修業年限は、2年次に編入学等した場合は「3年」、3年次に編入学等した場合は「2年」とする。

(在学年限)

第21条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、編入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入 学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 七 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願手続き)

第24条 入学志願者は、所定の入学願書に第52条に規定する入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第25条 前条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第26条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、身元保証書その他の本学所定の書類を提出するとともに、第52条に規定する入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第27条 国際経営学部の授業科目は、基礎資質開発科目及び専門能力養成科目に区分し、教育学部においては、教養科目及び専門科目に区分する。

2 各学部の授業科目及び単位数等は、別表1及び別表2のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第28条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第29条 単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、国際経営学部の基礎資質開発科目、教育学部の教養科目の演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 四 実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 五 第1号から第4号の規定にかかわらず、学長が定める特別な授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定める。

(履修制限)

第30条 学生が1年間に履修できる単位の上限は、国際経営学部42単位、教育学部40単位とする。ただし、教育職員免許状の資格を取得しようとする場合、別に定めるところにより許可された者はこの限りでない。

2 前項の規定に関わらず、4年次については国際経営学部50単位、教育学部48単位とする。

(単位の認定、学修の評価)

第31条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験は学期末又は学年末にその履修した科目について筆記、口述、論文等の方法によって行う。

2 授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点未満を不合格とする。その評点は、次のとおりとする。

80点以上	優
70点以上80点未満	良
60点以上70点未満	可
60点未満	不可

3 試験及び単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、他大学等における授業科目の履修を願い出た者については、教授会の議を経て、学長はその履修を許可することができる。

3 前項の規定により他大学等において履修した授業科目については、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

4 第1項から第3項までに規定するもののほか、他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し、必要な事項は、別に定める。

(留 学)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき、学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2 前条第2項から第4項までの規定は、学生が外国の大学等に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修（平成3年文部省告示第68号）を別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第32条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 第1項及び第2項の規定により与えることのできる単位数は、第38条及び第39条に規定する編入学、転入学の場合を除き、第33条から第35条までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項から第3項までに規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、編入学、及び退学等

(休学)

第36条 疾病その他やむを得ない事由により、引続き3か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病その他やむを得ない事由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は1年以内を原則とし、通算して4年を超えることはできない。ただし、編入学等及び再入学をした学生に適用する場合の通算休学期間は、原則としてその者の在学すべき年数を超えることはできない。

4 休学の期間は、第20条に規定する修学期間並びに第21条及び第42条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第37条 休学期間中であってもその事由が消滅したときは学長の許可を得て復学することができる。

(編入学)

第38条 本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に編入学を許可することができる。

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学等)

第39条 他の大学から本学へ転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 本学から他の大学に転学を希望する者は、あらかじめ学長に願い出て許可を得なければならない。

(退学及び再入学)

第40条 退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出て許可を得なければならない。

2 一旦、退学した者が再入学しようとするときは、退学後2か年以内に限り選考の上、これを許可することができる。

(転学部)

第40条の2 転学部を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に移籍することができる。

2 転学部に関する必要な事項は、別に定める。

(除 籍)

第41条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 第21条に定める在学年限を超えた者
- 二 第36条第3項に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 指定した期日までに、履修登録を行わない者
- 五 第47条第3項による退学を勧告しても応じない者
- 六 正当な理由がなく、3か月以上修学しない者
- 七 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第42条 学生は、卒業するためには第20条に規定する修学年限以上在学し、国際経営学部は基礎資質開発科目及び専門能力養成科目を合わせて128単位以上、教育学部は教養科目及び専門科目を合わせて124単位以上を修得しなければならない。

(卒 業)

第43条 卒業の認定は、第42条の要件を満たした者について、教授会の議を経て、学長が行う。

(教育職員免許状の資格)

第44条 教育学部の学生のうち、教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第174号)に定める教育職員免許状の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。その修得方法については別に定める。

2 教育学部において、取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりである。

教育学部 教育学科

- ・幼稚園教諭一種免許状
- ・小学校教諭一種免許状

(学校図書館司書教諭の資格)

第44条の2 教育学部の学生のうち、学校図書館司書教諭資格を取得しようとする者は、小学校教諭一種免許状取得のために必要な所定の単位を修得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程第3条に定める単位を修得しなければならない。その修得方法については別に定める。

(学 位)

第45条 学長は、第43条の規定により卒業の認定をした者に、学士の学位を授与する。

2 学士の学位は、次のとおりとする。

国際経営学部 国際経営学科 学士 (国際経営学)

教育学部 教育学科 学士 (教育学)

第6節 賞 罰

(表 彰)

第46条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者を、表彰することができる。

(懲 戒)

第47条 学生が本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をしたときは、学長は教授会の議を経て、懲戒する。

2 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対しこれを行う。

一 性行不良で改善に見込みがないと認められる者

二 正当の理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7節 科目等履修生、外国人留学生等

(科目等履修生)

第48条 本学の学生以外の者で、本学の一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、学長は教授会の議を経て選考し、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 前項の履修生が所定の授業科目を履修し、その科目の試験に合格した場合は、単位を認定する。

3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第49条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生及び外国人特別聴講学生)

第50条 他大学等又は外国の大学等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては、当該他大学等又は当該外国の大学等との協議に基づき、学部の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、学長は特別聴講学生又は外国人特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生及び外国人特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第51条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については、学部の教育研究に支障のない場合に限り、学長は教授会の議を経て選考し、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

第8節 入学検定料等納付金

(納付金及び納期)

第52条 本学の入学検定料等の納付金及び納期は、次のとおりとする。

納付金の種類	金額 (円)	納期
入学検定料	30,000	出願時
入 学 料	300,000	入 学 時
授 業 料	国際経営学部 (年額) 750,000	年額の2分の1額を、 当該学年次の各学期 の開始時
	教育学部 (年額) 790,000	
施 設 費	(年額) 300,000	

(納付金の不還付)

第53条 すでに納めた入学検定料等の納付金は、原則として還付しない。ただし、募集要項等で別に定める期日までに、文書により入学辞退のあった者の入学検定料及び入学金を除く納付金については、この限りでない。

第54条 1学期を通じて休学する者に対しては、その学期に係る授業料及び施設費（以下「授業料等」という。）は徴収しない。ただし、学期の途中で復学した者は、その学期の授業料等を徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

第55条 納付金を滞納している者は、単位の認定試験を受けることができない。

(納付期限延期等)

第56条 やむを得ない理由のため授業料の納付が困難となった者については、納付期限を延期し、又は分納を許可することができる。

(授業料等の減免)

第57条 外国人留学生及び別に定める学生に対しては、第52条の規定にかかわらず、授業料等を減免することができる。

2 授業料等の減免に関して必要な事項は、別に定める。

第9節 奨学金制度

(奨学金)

第58条 人物、学業成績が優秀な学生又は経済的に修学が困難な事情が生じた学生に対しては、選考の上、別に定めるところにより奨学金を貸与若しくは給付することができる。

第10節 公開講座等

(公開講座等)

第59条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 社会人等が、授業科目の聴講を希望する場合は、あらかじめ定める授業科目に限り、教育に支障のない範囲で許可することができる。

3 公開講座等に関して必要な事項は、別に定める。

第11節 厚生保健施設

(医務室)

第60条 学生及び教職員の健康管理のため、本学に医務室を置く。

第3章 改正及び細則

(改正)

第61条 本学則の改正は、学長の意見を聴いた上、理事会の議決を経て、理事長が行う。

(細則等)

第62条 本学則の施行についての細則その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第3条の表中、学部学科に係る「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国際経営学部	国際経営学科	(人) 220	(人) 440	(人) 670

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成18年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第26条第2項別表については、平成18年度入学者から適用する。

2 平成19年度編入学生については、第26条第2項別表中の別に定める授業科目について適用する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成20年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成22年4月1日以降に入学した者から適用する。

3 第3条の表中、学部学科に係る「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までの収容定員は次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
国際経営学部	国際経営学科	(人) 870	(人) 840	(人) 820

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成23年4月1日以降に入学した者から適用する。

3 第3条の表中、教育学部教育学科に係る「収容定員」については、同表の規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までの収容定員は次の表のとおりとする。

学 部	学 科	平成23年度	平成24年度	平成25年度
教育学部	教育学科	(人) 130	(人) 260	(人) 390

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成27年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この学則の別表2は、平成28年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成29年4月1日以降に入学した者から適用する。

別表1

区分	授業科目	単位数	授業方式	履修基準		備考
教養	心理学	2	講義	6単位以上		
	生命の科学	2	講義			
	数学	2	講義			
	環境と人間	2	講義			
	世界事情と日本	2	講義			
	市民と法	2	講義			
	社会学	2	講義			
	統計学	2	講義			
	市民と社会システム	2	講義			
	芸術と文化	2	講義			
基礎 資 質 開 発 科 目	基礎英語Ⅰ	2	演習	2単位	30単位以上	必修
	基礎英語Ⅱ	2	演習	2単位		必修
	英語A	2	演習	2単位以上		
	英語B	2	演習			
	英語C	2	演習			
	ビジネス英語	2	演習			
	時事英語	2	演習			
	英語D	2	演習	8単位以上		
	中国語	2	演習			
	韓国語	2	演習			
	スペイン語	2	演習			
	海外語学研修A	2	実習			
	海外語学研修B	2	実習			
	海外語学研修C	2	実習			
	海外語学研修D	2	実習			
日本語A	2	演習				
日本語B	2	演習				
日本語C	2	演習				
コミュニケーション	ことばと表現Ⅰ	2	演習			
	ことばと表現Ⅱ	2	演習			
	ロジカルシンキング	2	演習			
	自己開発の方法	2	演習			
	ビジネスコミュニケーション	2	演習			
	ビジネス文書基礎	2	演習			
	多文化理解	2	演習			
	現代社会とホスピタリティ	2	演習			
	海外研修旅行	2~4	実習			
	情報	コンピュータリテラシーⅠ	2			
コンピュータリテラシーⅡ		2	演習	2単位		
ソーシャル・ネットワーク論		2	講義	2単位以上		
ICTビジネス概論		2	講義			
プレゼンテーション実践		2	演習			
情報倫理		2	講義			
体育	社会調査法	2	演習	2単位以上		
	体育実技A	1	実技			
	体育実技B	2	実技			
基礎ゼミ	保健体育理論	1	講義	2単位以上		
	基礎ゼミナール	2	演習			

区分	授業科目	単位数	授業方式	履修基準	備考
専 門 能 力 養 成 科 目	観光マーケティング論	2	講義		
	観光メディア論	2	講義		
	観光地理学	2	講義		
	観光資源論	2	講義		
	スポーツマネジメント論	2	講義		
	スポーツ文化論	2	講義		
	スポーツ生理学	2	講義		
	スポーツ栄養学	2	講義		
	スポーツ心理学	2	講義		
	健康科学論	2	講義		
	健康科学演習	1	演習		
	スポーツクラブマネジメント	2	講義		
	スポーツ行政論	2	講義		
	スポーツ指導論	2	講義		
	スポーツマーケティング	2	講義		
	スポーツ社会学	2	講義		
	スポーツ法学	2	講義		
	スポーツマネジメント実習ⅠA	2	実習		
	スポーツマネジメント実習ⅠB	2	実習		
	スポーツマネジメント実習ⅡA	2	実習		
	スポーツマネジメント実習ⅡB	2	実習		
	スポーツマネジメント実習ⅢA	2	実習		
	スポーツマネジメント実習ⅢB	2	実習		
	環境経営学	2	講義		
	財務諸表分析	2	講義		
	税法	2	講義		
	国際機構論	2	講義		
	フィールドワークⅡ	1	演習		
	国内インターンシップ	2~4	実習		
	海外インターンシップ	2~6	実習		
	特別講義A	2~6	講義		
	特別講義B	2~6	講義		
	特別講義C	2~6	講義		
	特別講義D	2~6	講義		
特別講義E	2~6	講義			
特別講義F	2~6	講義			
特別講義G	2~6	講義			
特別講義H	2~6	講義			
特別講義I	2~6	講義			
特別講義J	2~6	講義			
キャリアデザインⅠ	2	講義			
キャリアデザインⅡ	2	講義			
キャリアデザインⅢ	2	講義			
専門ゼミナールⅠ	2	演習			
専門ゼミナールⅡ	2	演習			
卒業研究	4	演習			

別表2

区分	授業科目	単位数	授業方式	履修基準	備考			
教養基礎	心理学	2	講義	教養科目 14単位	必修			
	文学	2	講義					
	倫理学	2	講義					
	数学	2	講義					
	自然科学	2	講義					
	日本国憲法	2	講義					
	歴史学	2	講義					
	芸術	2	講義					
	国際関係論	2	講義					
	情報	コンピュータリテラシーⅠ	2			演習		
		コンピュータリテラシーⅡ	2			演習		
	科目	実用英会話Ⅰ	2			演習	必修	
		実用英会話Ⅱ	2			演習		
		英語Ⅰ	2			演習		必修
		英語Ⅱ	2			演習		
		英語演習	2			演習		
		中国語	2			演習		
		韓国語	2			演習		
		スペイン語	2			演習		
海外語学研修(事前・事後指導含む)		2~4	実習					
体育		体育実技	1	実技	必修			
	保健体育理論	1	講義	必修				
専門	基礎演習	2	演習	専門科目 94単位	必修			
	教育学概論	2	講義		必修			
	人権教育	2	講義		必修			
	教育学基礎演習	1	演習	必修				
	教育学総合演習	1	演習	必修				
	教育心理学	2	講義	必修				
	教育社会学	2	講義	すべての科目群の 中から自由に選択 16単位以上	必修			
	教育方法論	2	講義		必修			
	教育史	2	講義		必修			
	教育行政論	2	講義	必修				
	教育制度論	2	講義	必修				
	生涯学習論	2	講義	合計 124単位以上				
	教授・学習心理学	2	講義					
	心理学研究法	2	講義					
	基礎	スクールカウンセリング	2	講義				
		環境教育論	2	講義				
		現代教育の諸問題	2	講義				
		学校ふれあい体験	2	実習				
		学校教育研修Ⅰ	2	実習				
		学校教育研修Ⅱ	2	実習				
		学校教育研修Ⅲ	2	実習				
		こども文化論	2	講義				
		幼児教育概論	2	講義				
		教育調査法(心理調査法を含む)	2	講義		必修		
	科目	教育調査演習(心理調査法を含む)	1	演習				
		キャリア開発基礎	2	講義		必修		
		キャリア開発発展	1	演習				
		キャリア開発応用	1	演習				
		キャリア開発実践	1	演習				
		専門演習Ⅰ	2	演習		必修		
		専門演習Ⅱ	2	演習		必修		
		卒業研究	4	演習		必修		
		目	初等国語(書写含む)	2	講義			
初等社会			2	講義				
初等算数	2		講義					

区分	授業科目	単位数	授業方式	履修基準	備考
専 門 科 目	初等理科Ⅰ	1	演習		
	初等理科Ⅱ	1	演習		
	初等生活Ⅰ(総合含む)	2	講義		
	初等生活Ⅱ(野外教育)	1	演習		
	初等音楽Ⅰ	1	演習		
	初等音楽Ⅱ	1	演習		
	初等図画工作Ⅰ	1	演習		
	初等図画工作Ⅱ	1	演習		
	初等家庭Ⅰ	1	演習		
	初等家庭Ⅱ	1	演習		
	初等体育Ⅰ	1	演習		
	初等体育Ⅱ	1	演習		
	初等道徳	2	講義		
	初等英語	2	講義		
	教職概論	2	講義		
	学校臨床心理学	2	講義		
	発達心理学	2	講義		
	幼児心理学	2	講義		
	特別支援教育概論	2	講義		
	学校教育社会学	2	講義		
	教育課程論(初等)	2	講義		
	初等教科教育法(国語)	2	講義		
	初等教科教育法(社会)	2	講義		
	初等教科教育法(算数)	2	講義		
	初等教科教育法(理科)	2	講義		
	初等教科教育法(生活)	2	講義		
	初等教科教育法(音楽)	2	講義		
	初等教科教育法(図画工作)	2	講義		
	初等教科教育法(家庭)	2	講義		
	初等教科教育法(体育)	2	講義		
	道徳教育の指導法(初等)	2	講義		
	特別活動の指導法(初等)	2	講義		
	初等英語教育法	2	講義		
	ICT教育実践	2	講義		
	保育内容(表現Ⅰ-1)	1	演習		
	保育内容(表現Ⅰ-2)	1	演習		
	保育内容(表現Ⅱ-1)	1	演習		
	保育内容(表現Ⅱ-2)	1	演習		
	保育内容(健康Ⅰ)	1	演習		
	保育内容(健康Ⅱ)	1	演習		
	保育内容(人間関係Ⅰ)	1	演習		
	保育内容(人間関係Ⅱ)	1	演習		
	保育内容(環境Ⅰ)	1	演習		
	保育内容(環境Ⅱ)	1	演習		
	保育内容(言葉Ⅰ)	1	演習		
	保育内容(言葉Ⅱ)	1	演習		
	生徒・進路指導論(初等)	2	講義		
	教育相談(初等)	2	講義		
	幼児理解の理論と方法	2	講義		
	介護体験(事前・事後指導含む)	2	実習		
小学校教育実習事前事後指導	1	講義			
小学校教育実習	4	実習			
幼稚園教育実習事前事後指導	1	講義			
幼稚園教育実習Ⅰ	2	実習			
幼稚園教育実習Ⅱ	2	実習			
教職実践演習(幼・小)	2	演習			

区分	授業科目	単位数	授業方式	履修基準	備考
専門科目	地域活動演習	1	演習	卒業単位に含まない	
	レクリエーションの理論	2	講義		
	レクリエーション演習	1	演習		
	学校経営と学校図書館	2	講義		
	学校図書館メディアの構成	2	講義		
	学習指導と学校図書館	2	講義		
	読書と豊かな人間性	2	講義		
	情報メディアの活用	2	講義		